施策の紹介

ヒトゲノム研究と生命の

個人の遺伝情報の取扱いについては、様々な倫理的問題を招く可能性があります。 この作業が完了すれば、遺伝病の診断・治療などに役立つと考えられていますが、 現在、人間の遺伝情報の総体であるヒトゲノムの塩基配列の解読作業が進められています。

倫理問題ヒトゲノム研究の進展と

「ヒトゲノム」、種としてのヒト でいます。一九九〇年から本格っています。一九九〇年から本格っています。一九九〇年から本格のとして、昨年六月のヒトゲノムト

果が公表されました。

果が公表されました。

果が公表されました。

東が公表されました。

東が公表されました。

東が公表されました。

それほどに少ないのか、個々の遺するために必要な遺伝子が、なぜ人間という複雑な生命体を維持

伝子が機能する仕組みは考えていたものより一層複雑なのではないか。新たな疑問と課題が掘り起こか。新たな疑問と課題が掘り起こか。新たな疑問と課題が掘り起こ合い方で、確実に進展するヒトゲノム研究が人間の生命の合ヒトゲノム研究が人間の生命の方に大きく貢献してくれる日が近高まっています。

ないといわれています。医療を提供することも不可能ではに対して副作用のないきめ細かな特徴を知ることにより、一人一人特徴を知ることにより、一人一人

料の提供者やその血縁者の遺伝的で得られた遺伝情報を通じて、試大きく依存し、また、研究の過程などの個人から提供された試料になどの個人から提供された試料に

時の動き 2001.4 34

ります。

用いて社会問題化した例などがあ

そのものに拒否反応を持つ人もい てあった試料を遺伝子解析研究に 精神的被害を被ることもあり得ま 提供者が思いもよらない経済的な られた遺伝情報が漏洩し、試料の ると考えなければなりません。 てよいとする考え方など、 会的問題を招き得るという側面が の報道例や、試料の提供者から明 されて雇用差別を受けたとの海外 価値観によって、ヒトゲノム研究 自分の遺伝情報など一切知らなく を与えるものであるとの考え方や の生命を操作するためのきっかけ あります。ヒトゲノム研究は人間 いかんで様々な倫理的・法的・社 素因を明らかにします。その方法 な同意を受けないまま、 実際に、遺伝情報が明らかに 採取し 個人の 得

人権への配慮を著しく欠いた行為験など、研究を理由に人の尊厳と発展の過程には、戦時中の人体実

ます。 明を受けた上での自由意思による同 性が指摘され、 意)を受けることが不可欠である それぞれの被験予定者からインフ 世界各国や関係国際機関で生命倫 学研究の倫理基準を定めたニュー が行われた事実があります。 慮して医学研究を行うことの重要 ことなど、人の尊厳及び人権に配 ォームド・コンセント (十分な説 て、人を対象とする研究はすべて、 医師会のヘルシンキ宣言等におい 医師や研究者自身の間でも、 ねられるようになりました。また、 理の立場から様々な努力が積み重 うした過去を繰り返さないため、 ルンベルク綱領を端緒として、こ い反省がなされ、 次世界大戦以降はこれに対する強 現在に至ってい 人体を用いた医 世界 第二

つかの国際的な場面で検討が行わとが不可欠であることから、いく理解と協力を得て適正に進めるこの尊厳及び人権を尊重し、社会の、ヒトゲノム研究についても、人

れられてきています。 にも支持され、様々な国で受け入が、とり倫理原則として、国際連合総会がリム研究における初めての普遍が、ヒトゲノムとの情報をして、国際連合総会の倫理原則として、国際連合総会のでも支持され、様々な国で受け入れました。中でも一九九七年にユれました。中でも一九九七年にユ

基本原則ヒトゲノム研究に関する

えつつ、 ゲノム研究に関する基本原則 生を防ぐため、 研究小委員会を設置し、 倫理委員会はその下にヒトゲノム なりました。そこで、一九九九年 る必要があると認識されるように おける基本的な倫理規範を確立す れらの研究を発端とした問題の発 積極的に推進されていく中で、こ の投入を含め、 た国際的な倫理規範の趣旨を踏ま 十二月、当時の科学技術会議生命 日本国内においても、 熱心な議論の末に「ヒト ヒトゲノム研究が ヒトゲノム研究に 先に述べ 政府資金

とめました。(平成十二年六月十四日科学技術会

下その概要を紹介します。以本的考え方を示したものです。以が、同時に、ヒトゲノム研究に必が、同時に、ヒトゲノム研究に必が、同時に、ヒトゲノム研究に必が、同時に、ヒトゲノム研究に必が、同時に、ヒトゲノム研究に必が、同時に、ヒトゲノム研究が、同時に、ヒトゲノム研究を紹介します。

ことの根拠であるとし、ヒトゲノ ゲノムがいかなるものかを明確に 発現は環境によって様々な影響を 定されるものではないこと、 しています。その上で、 ムの持つ意味の重要性を明らかに また、人が独自性と多様性を持つ することの生物学的基礎である、 の遺産であって人が人として存在 及しています。ヒトゲノムが人類 扱う研究がいかにあるべきかに言 し、これに基づいてヒトゲノムを 人はゲノムのみによって存在が決 基本原則は、冒頭にまず、 同時に、 ヒト

「ヒトゲノム研究に関する基本原則」(生命倫理委員会決定)概要

平成12年6月

基本的考え方

ヒトゲノム研究は、疾病の治療と予防に大きく貢献する一方で、人の尊厳と人権が損なわれる危険性がある。基本原則は、ヒトゲノム研究が適切な形で行われることを目指して策定。 基本原則は、研究者や医師が遵守すべきであるとともに、社会一般の認識の基礎となるべき もの。

ヒトゲノム研究とは、ゲノムという生命の基本設計図をもとにヒトがどのように成り立っているかを体系的に理解するために行う研究であり、塩基配列の決定にとどまらず、遺伝子の機能解析等を含んでいる。

第一章 ヒトゲノムとその研究のあり方

ヒトゲノムは人類の遺産であり、人としての存在の生物学的基礎であるが、人はゲノムのみによって存在が決定されるものではない。

何人も遺伝的特徴の如何を問わず、その尊厳と人権が尊重され、差別されてはならない。 ヒトゲノム研究およびその成果の応用は、その実施にあたり、倫理的・法的・社会的問題 (特に研究試料の提供者等の尊厳と人権に関する問題)に配慮。

第二章 研究試料提供者の権利

ヒトゲノム研究の試料の提供にあたっては、十分な説明を受けた上で自由意思に基づく同意 (インフォームド・コンセント)が不可欠。その具体的手続は倫理委員会が審査。

提供者の遺伝情報は、厳重に保管かつ十分に保護。

提供者は、研究によって明らかになった遺伝情報を知る、または知らないでいる権利を有する。 試料の提供は無償。

提供者は、試料提供や結果の伝達にあたっては、遺伝カウンセリング等の社会的・心理的支援を受けることができる。

第三章 ヒトゲノム研究の基本的実施要件

ヒトゲノム研究とその応用においては、人の尊厳と人権が十分に尊重されることが必要。 明確で詳細な研究計画に基づく有意義な成果が見込まれる研究を実施。

独立した学際的かつ多元的な倫理委員会による、研究計画の事前の審査を実施。

倫理委員会の組織・審査における透明性の確保。

第四章 社会との関係

ヒトゲノム研究について、社会の理解と認識を増進するため、教育の普及と情報の提供が必要。 ヒトゲノム研究の成果は、公開と社会への還元が必要。

ヒトゲノム研究が「基本原則」に従って十分かつ効果的に行われるよう、適切な措置が必要。

附則

研究の進展および社会の理解と動向に照らして、適切な時期に見直しが必要。

時の動き 2001.4 36

正しい理解を求めています。まうといういわゆる遺伝子決定論も、ヒトゲノムについてのを排除し、ヒトゲノムで決まってして、すべてがゲノムで決まってしています。

この基本認識のもとで、遺伝的

範を示しています。

に基づく同意が与えられる具体的な規を行った上で提供者から自由意思に基づく同意が与えられるべきこに基づく同意が与えられるべきこと、提供者の遺伝情報の保護を徹底すること、提供者が自己の遺伝情報について「知る権利」「知らば、研究試料提供者の権利を守るど、研究試料提供者の権利を守るど、研究試料提供者の権利を守ると、研究試料提供者の権利を守ると、研究試料提供者の権利を決して、

範を述べています。

要があるとしています。
また第三章では、ヒトゲノム研究の基本的実施要件として、「人究の基本的実施要件として、「人究の基本的実施要件として、「人究の基本的実施要件として、「人究の基本的実施要件として、「人究の基本的実施要件として、「人究の基本的実施要件として、「人究の基本的実施要件として、「人究の基本的実施要件として、「人究の基本的実施要件として、「人究の基本的実施要件として、「人の尊厳と人権」と「科学研究の自由」の双方の重要性を述べつつも、有意な成果が見込まれる研究計画であることを求め、さらには、これるのであるとのであるとのであるとのであるとのであるという。

研究に関する倫理指針ヒトゲノム・遺伝子解析

そこで、ヒトゲノム研究に関係 する科学技術庁、文部省、厚生省、 通商産業省の四省庁 (現在は、文 通商産業省の四省庁 (現在は、文 部科学省、厚生労働省、経済産業省 の三省)が協力し、昨年八月から 指針の策定に向けて早速検討を開

になりました。して本年四月から施行されることまとまり、関係三省の共同告示と

これからの課題

「倫理指針」といった規範も、ヒトゲノム研究の急速な発展、これに対する社会の理解や国際的な動向などに照らして適切な時期に見直すべきものであることは論をまちません。そのためにも、基本原則の第四章に述べられているように、ヒトゲノム研究の重要性とこの基本原則の趣旨について正しい理解を得けん研究の重要です。

いっぱい できまけられることになるでして適切に理解し、行動できるようでなることで、よりよい規範がされた規範を自分自身のものとしされた規範を自分自身のものとします。

(文部科学省)

子解析研究に関する倫理指針」が

その結果、「ヒトゲノム・遺伝